担当課ヒアリングに伴う、事前質問および回答

実施計画名	【ID22】不妊治療補助制度の拡充、不育治療補助制度の創設、民間企業への不妊・不育治療休暇導入の勧奨				
推進担当課	中央保健センター				
当該事業に係る予算額（千円）		H27年度	H28年度	H29年度	（単位：千円）
	特定不妊治療	15,053	16,281	15,100	
	一般不妊治療	624	615（決算額714）	745	
	不育治療	1,000	1,000	500	
当該事業に従事する職員数（人役）	H27年度～H29年度 ： 事務担当者1名（支払等事務）　保健師10名（申請受付、相談業務）　年間約450～460件				

No	内容	第6回議事録 ページ番号	回答			資料名
1	鳥取市が実施している不妊治療などの補助制度は、国と同等のものか。それとも独自に上乗せなどしているものなのか教えていただきたい。国制度との違いが分かるような資料もいただきたい。	10	資料①の通り			
2	28年度中の四半期実績に「現時点で新規助成件数はやや増加してきているが」とあるが、どのように推移してきているのかデータをいただきたい。	10	H27年度新規助成件数 76件（6月末まで7件）	H28年度新規助成件数 94件（6月末まで19件）	H29年度新規助成件数 6月末まで　29件	
3	各補助制度の予算が分かる資料をいただきたい。できれば国の助成がいくらで、この事業にどのくらいの市職員が携わっているのかも分かるような資料がありがたい。	10	上記の通り ※国は特定不妊治療にのみ助成。一般不妊治療および不育治療への助成は無し。			
4	これら助成事業の概要について、国や県の制度との関係も分かるようにご説明いただきたい。	10	資料①の通り			
5	過去数年間の予算と助成実績を並べたデータをいただきたい。（2と併せて）	11	資料②の通り			
6	この取り組みの成果を測るために、どのような指標が適切と考えておられるか。何か案でもあるようであればお聞かせいただきたい。	11	この事業の目的は「経済的負担が原因で子どもを諦める夫婦がないように治療費を助成すること」である。実際に治療には高額な医療費がかかり経済的な理由で治療を断念する夫婦も少なからずあると思われる。しかしながら治療をするかしないかはその夫婦がどのような生活を描くのか、子どもを望む思いがどれだけあるか等様々な要因による選択であり夫婦に任されるものである。この事業について、情報提供を行うことはできるが、利用を呼び掛けるものではない。 また、不妊治療を行う場合の原因の多くは、母の年齢である。若い年齢で妊娠出産に向かう人が増えれば治療を必要とする夫婦は減少するはずである。少子化対策として取り組むとすれば、こうしたことの情報提供や啓発ということになろうか。治療により妊娠につながることは確かではあるが、生産率は約20%と言われている。国において、研究され制度の見直しも行われており市独自に成果を考えることは困難ではないかと思われる。			
7	これらの制度が利用しやすいものであるかどうかが知りたいので、申請手続きの流れが分かるような資料をいただきたい。	11	特にフロー図は作成していないので、「お知らせ」のチラシを添付する。資料③			

8	助成の回数や年齢制限などは必要と思うが、そのあたりはどうなっているか教えていただきたい。	11	資料①の通り	
9	[目標・達成予定年度]のところにある、次世代育成優秀企業認定制度というものについて教えていただきたい。	11	次世代育成優秀企業認定制度は仕事と家庭、子育ての両立支援のための制度を持ち、その利用促進のための取り組みをしている企業に対して認定するもので、児童家庭課が主管課となっていた。平成28年度から子育て支援に限らず、仕事と家庭の両立と男女ともに働きやすい職場環境づくり、男女共同参画とワークライフバランスに積極的に取り組んでいる企業に対して認定することとし、「男女共同参画かがやき企業認定制度」として男女共同参画課が主管することとなった。（資料④認定要綱参照）	
10	不妊治療、不育治療助成制度のチラシなどがあればいただきたい。	11	資料③「お知らせ」を参照	
11	これらの制度やイベントについて、どのように広報（情報発信）しているのかお伺いしたい。	17	ホームページに掲載している。 「お知らせ」のチラシについては治療医療機関に置き、受診者に見てもらえるように配置するとともに、医師の治療説明の際に紹介してもらっている。 不妊治療助成については県の申請が受理されてからの申請となるので、県に申請に行った人に対して、その窓口で市の上乗せ助成があることを案内してもらっている。	
12				

［修正版］不妊治療費助成制度について（別紙１）

■特定不妊治療費助成事業

対象者の年齢、治療回数、治療区分（治療結果・方法によって区分される）のそれぞれに応じて、助成上限額を定めている。

鳥取県は、国分・鳥取県分の助成を合わせて行っている。鳥取市は、鳥取県が助成した治療への上乗せ助成を実施している。

	年齢要件※1 他	助成回数	国の助成限度額	鳥取県の助成限度額	鳥取市の助成限度額
初回治療開始日の妻の年齢：40 歳未満	①43 歳未満	6 回	75,000 円：治療 ABDE ※2 37,500 円：治療 CF ※3	100,000 円：治療 ABDE ※2 50,000 円：治療 CF ※3	50,000 円：治療 ABDEF 25,000 円：治療 C
	②①で 6 回助成を受けた人又は 43 歳以上	6 回又は３回 ※3	助成なし	78,000 円：治療 ABCDEF	25,000 円：治療 ABCDEF
初回治療開始日の妻の年齢：40 歳以上	④43 歳未満	3 回	75,000 円：治療 ABDE ※2 37,500 円：治療 CF ※3	100,000 円：治療 ABDE ※2 50,000 円：治療 CF ※3	50,000 円：治療 ABDEF 25,000 円：治療 C
	⑤43 歳以上又は④で 3 回助成を受けた人	3 回	助成なし	78,000 円：治療 ABCDEF	25,000 円：治療 ABCDEF

※１　「年齢要件」における年齢は、申請に係る治療を開始した日の妻の年齢を指す。

※２　初回治療の場合のみ、国、県それぞれ 150,000 円の助成となり合計で３０万円の助成となる。（平成 28 年 2 月より）

※３　上記治療（Ｃを除く）と同時に男性不妊治療を行った場合は、国、県それぞれ 75,000 円の助成があり、合計で 150,000 円の助成が追加となる。（平成 28 年 2 月より）

※４　治療開始時の年齢が 43 歳未満の場合は、６回の助成を受けられる。43 歳以上になった場合は、助成を受けられる残り回数と、３回の、いずれか少ない回数まで。

資料①

■一般不妊治療費助成事業

国は助成を行っていない。鳥取市は、鳥取県が助成した治療への上乗せ助成を行っている。

年齢要件	国の助成額	鳥取県の限度額	鳥取市の限度額
なし	助成なし	治療費の５割 ・１年度につき１０万円を上限とする ・通算２年度までとする	治療費の２割 ・１年度につき４万円を上限とする ・通算２年度までとする

■不育治療費助成事業

国・鳥取県は助成を行っていない。

年齢要件	国の助成額	鳥取県の限度額	鳥取市の限度額
なし	助成なし	助成なし	治療費の５割 ・1年度につき１０万円を上限とする ・通算５年度までとする

別表１－２　体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲

治療内容	採卵まで			採精（夫）	受精（前培養・媒精（顕微授精）・培養）	胚移植						妊娠の確認（胚移植のおおむね２週間後）	助成対象範囲
						新鮮胚移植			凍結胚移植				
	薬品投与（点鼻薬）（自然周期で行う場合もあり）	薬品投与（注射）（自然周期で行う場合もあり）	採卵			胚移植	黄体期補充療法	胚凍結	薬品投与（自然周期で行う場合もあり）	胚移植	黄体期補充療法		
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2～5日	1日	10日		7～10日	1日	10日	1日	
A　新鮮胚移植を実施													助成対象
B　凍結胚移植を実施*													助成対象
C　以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施													助成対象
D　体調不良等により移植のめどが立たず治療終了													助成対象
E　受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止													助成対象
F　採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止													助成対象
G　卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止													対象外
H　採卵準備中、体調不良等により治療中止													対象外

＊Ｂ：採卵・受精後、１～３周期の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。

＊採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。

資料②

助成実績表

■　特定不妊治療費助成金

年度	H21	H22	H23	H24	H25			H26			H27			H28		
治療方法	ABCDEF	ABCDEF	ABCDEF	ABCDEF	合計	ABDEF	C	合計	ABDEF	C	合計	ABDEF	C	合計	ABDEF	C
助成件数	178	232	244	295	382	(169)	(213)	385	(182)	(203)	362	(186)	(176)	384	(165)	(219)
助成額	7,636,953	9,839,130	10,356,169	13,126,854	13,576,262			13,999,389			13,619,307			13,685,865		
予算額			10,356,169	13,126,854	13,975,000			15,677,000			15,053,000			16,281,000		

・　() の数字は内数
・　鳥取市特定不妊治療費助成制度は、平成２１年８月に開始。
・　平成２５年４月より、治療方法Ｃ（凍結肺を用いた治療）を行った方への助成上限額を２５，０００円に設定。

■　一般不妊（人工授精）治療費助成金

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
申請数			56	70	59	76	73	68
治療件数			180	198	168	190	213	207
助成額			498,548	568,196	487,441	602,966	714,213	676,179
予算額			2,983,831	568,196	540,000	602,966	715,000	676,179

■　不育治療費助成金

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
助成（検査）							1	6
助成（治療）							1	0
助成額							86,510	46,989
予算額							1,000,000	1,000,000

資料③

鳥取市特定不妊治療費助成事業のお知らせ

鳥取市では、特定不妊治療(体外受精・顕微授精)を受けられたご夫婦に対し、経済的な負担を軽減し子どもを望む夫婦が安心して子どもを産み育てることができるようにすることを目的として、特定不妊治療費助成事業を実施しています。

助成を受けることができる方

１　鳥取県特定不妊治療費助成金交付事業の交付決定を受けた方。
２　申請時に、夫もしくは妻のいずれか一方または両方が市内に住所を有し、１年以上居住している方。
３　夫婦の所得の合計が７３０万円未満である方（児童手当法施行令第３条で計算)。

助成の内容

１　＜助成回数＞
新規助成に係る治療期間初日の妻の年齢が４０歳未満の場合→４３歳までの治療に対して通算６回まで
新規助成に係る治療期間初日の妻の年齢が４０歳以上の場合→４３歳までの治療に対して通算３回まで
＜助成金額＞５０，０００円を限度に助成。
※凍結胚を解凍して胚移植を実施した場合は、２５，０００円を限度に助成。
２　上記１の回数を超えた治療
鳥取県の助成を受けている治療について、１回の治療につき２５，０００円を限度に助成

※　鳥取県からの助成額が、県交付決定通知に記載の算定基準額より下回っている場合のみ助成できます。
※　治療回数は、治療日の古いものから順に数えます。交付申請に係る治療日以前の治療については、遡っての申請はできませんので、以前の治療について申請漏れがないか申請前にご確認ください。

申請手続き

以下の書類を、鳥取市中央保健センター成人コーナー(さざんか会館３階)へ申請してください。郵送でも受付けします。ただし、窓口は土、日、祝日は休みです。

申請に必要なもの

1　鳥取市特定不妊治療費助成金申告書(様式第１号)
2　鳥取県特定不妊治療費助成金交付決定及び額の確定通知書(原本)
3　指定する医療機関が発行した領収書(原本)
4　鳥取市不妊治療費助成金交付請求書
※なお、2,3 については内容を確認後にお返しします。

申請期限

原則として、鳥取県の助成金の「交付決定及び額の確定通知」が交付された日の属する年度内に申請してください。ただし、２月１日から３月３１日までの間に県決定通知の交付がなされた場合は、翌年度の５月３１日まで申請することができます。

問い合わせ

鳥取市中央保健センター　母子保健係
〒680-0845　鳥取市富安２丁目 104-2　（さざんか会館４階）
電話　（0857-20-3196）　ファクシミリ　（0857-20-3199）

鳥取県は赤ちゃんを授かりたいご夫婦を応援します！

◆鳥取県特定不妊治療費助成制度について◆

平成２８年４月１日以降の申請から、助成対象範囲・回数が変わりました！

小さな支えが大きな安心 子育て王国 鳥取県

私は助成が受けられる？助成金額はいくらになる？ ↓ こちらで確認できます ↓ ＜特定不妊治療費助成早見表＞

	初回申請(治療開始)時の妻の対象年齢	通算助成回数	助成上限額		
			採卵を伴う治療	採卵を伴わない治療	男性不妊治療
新規申請 平成28年4月1日以降に初めて助成を受ける方	４０歳未満	初回	３０万円	８万７千５百円	１５万円
		２回目～６回目	１７万５千円		
		７回目～１２回目	７万８千円 ※４３歳到達後は、残回数又は３回のいずれか少ない回数まで助成		
	４３歳未満	初回	３０万円	８万７千５百円	１５万円
		２回目～３回目	１７万５千円		
		４回目～６回目	７万８千円 ※４３歳到達後は、残回数又は３回のいずれか少ない回数まで助成		
	４３歳以上 (注)平成２８年度に限り対象	初回～３回目	７万８千円 ※平成２９年度以降は残回数の申請可		
継続申請 平成２７年度までに助成を受けた方	４０歳未満	～６回目	１７万５千円	８万７千５百円	１５万円
		7回目～通算5年度まで	７万８千円		
	４３歳未満	～３回目	１７万５千円	８万７千５百円	１５万円
		4回目～通算5年度まで	７万８千円		
	４３歳以上	～通算5年度まで	７万８千円		

重要

- 平成２７年度までに助成を受けた回数、他の自治体から同趣旨の助成を受けた回数も通算されます。
- 新規申請（平成２８年４月１日以降初回助成）の方は、通算助成期間の制限はありません。
- 所得制限があります。（夫婦合算の年間所得額７３０万円未満の方が申請できます）
- 男性不妊治療をあわせて行った場合、助成上限額は、１７万５千円の区分は「１５万円」、８万７千５百円の区分は「７万５千円」となります。
- 過去の助成回数を知りたい、受けられる助成内容を詳しく知りたいなど、ご不明な点はお気軽にお問合せください。

◆ 申請手続きについては、「鳥取県特定不妊治療費助成金交付事業のお知らせ（２８年度版）」リーフレット又は鳥取県ホームページ（http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=80867）をご覧ください。

◆その他こんなサポートも行っています◆

人工授精への助成

- 費用の１/２を助成します。
  助成限度額 ◆１年度あたり１０万円まで（通算２年度）

不妊検査への助成

- 結婚３年以内のご夫婦が受けた検査費（保険適用外）の１/２を助成します。
  助成限度額 ◆１万３千円まで

不妊・不育に関する相談

- 鳥取県東部不妊専門相談センター（鳥取県立中央病院）
  ＴＥＬ ０８５７-２６-２２７１（代表）
- 鳥取県西部不妊専門相談センター
  （ミオ・ファティリティ・クリニック内）
  ＴＥＬ ０８５９-３５-５２２３

※相談日時はご確認ください。

詳しくはこちら ↓↓↓

鳥取県　母子保健　不妊治療　検索

各種助成の申請・お問合せ先

管轄区域	機関名	住所	電話番号
鳥取市、岩美郡、八頭郡	東部福祉保健事務所健康支援課 がん対策・健康づくり支援担当（鳥取保健所）	鳥取市江津７３０	０８５７-２２-５６９５
倉吉市、東伯郡	中部総合事務所福祉保健局福祉支援課 母子支援担当（倉吉保健所）	倉吉市東巌城町２	０８５８-２３-３１２６
米子市、境港市、西伯郡、日野郡	西部総合事務所福祉保健局健康支援課 がん対策・健康づくり支援担当（米子保健所）	米子市東福原１－１－４５	０８５９-３１-９３１９

鳥取市人工授精費助成事業のお知らせ

鳥取市では、人工授精による不妊治療を受けられたご夫婦に対し、経済的な負担を軽減し子どもを望む夫婦が安心して子どもを産み育てることができるようにすることを目的として、人工授精費助成事業を実施しています。

助成を受けることができる方

1　鳥取県人工授精助成金交付事業の交付決定を受けた方。
　（平成２３年４月１日以降に治療をされた方）

2　申請時に、夫もしくは妻のいずれか一方または両方が市内に住所を有し、１年以上居住している方。

3　夫婦の所得の合計が７３０万円未満である方（児童手当法施行令第３条で計算）。

助成の内容

費用の２割を通算２か年度助成します（１年度につき上限４万円）。

申請手続き

以下の書類を鳥取市中央保健センター成人コーナー(さざんか会館３階)へ申請(郵送でも受付けします)。
ただし、窓口は土、日、祝日は休み。

申請に必要なもの

1　鳥取市人工授精費助成金申告書(様式第３号)

2　鳥取県人工授精助成金交付決定及び額の確定通知書(原本)

3 人工授精に係る領収書(原本)

4　鳥取市不妊治療費助成金交付請求書

※(なお、2,3 については内容を確認後にお返しします)。

申請期限

原則として、鳥取県の助成金の「交付決定及び額の確定通知」が交付された日の属する年度内に申請してください。ただし、２月１日から３月３１日までの間に県決定通知の交付がなされた場合は、翌年度の５月３１日まで申請することができます。

問い合わせ

鳥取市中央保健センター　母子保健係
〒680-0845　鳥取市富安２丁目 104-2　（さざんか会館４階）
電話　(0857-20-3196)　ファクシミリ　(0857-20-3199)

鳥取市不育治療費等助成事業のお知らせ

鳥取市では、不育症の診断・治療を受けられたご夫婦に対し、経済的な負担を軽減し子どもを望む夫婦が安心して子どもを産み育てることができるようにすることを目的として、不育治療費等助成事業を実施します。

助成を受けることができる方

１　申請時に、夫もしくは妻のいずれか一方または両方が市内に住所を有し、１年以上居住している方。
２　公益社団法人日本産婦人科学会の会員である産婦人科専門医が所属する医療機関において、不育症を診　断を受け、その治療を受けている方。
３　妻又はその夫が他の地方公共団体から本助成金の対象となる経費に対して同種の給付を受けていない
４　医療保険各法の被保険者又は被保険者の被扶養者
５　夫婦の前年の所得金額（１月から５月までの間に申請する場合は前々年の所得金額とする。）の合計が７３０　万円であること
６　市税の滞納がないこと

助成の内容

不育症に係る診断・治療に要した保険適用外の金額の５割を助成。
１年度につき１０万円を限度、通算５カ年度までとします。

対象となる治療

平成２７年４月１日以降に開始した検査・治療が対象になります。

申請手続き

以下の書類を鳥取市中央保健センター成人コーナー（さざんか会館３階）へ申請（郵送可）。
ただし、窓口は土、日、祝日は休み。

申請に必要なもの

1　鳥取市不育治療費等助成金申告書（様式第１号）
２ 夫及び妻の住所を確認できる書類
３　法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明できる書類
４　夫及び妻の医療保険証の写し
５　市税の滞納がないことを証明する書類
６　鳥取市不育治療等実施医療機関証明書
７　不育治療に係る医療機関の発行する領収書（内容を確認後、原本をお返しします。）
８　鳥取市不育治療費等助成金交付請求書

申請期限

原則として、治療が終了した日の属する年度内に申請をしてください。　ただし、２月１日から３月３１日までの間に治療が終了した場合は、翌年度の５月３１日まで申請をすることができます。

問い合わせ

鳥取市中央保健センター　母子保健係
〒680-0845　鳥取市富安２丁目 104-2　（さざんか会館４階）
電話　（0857-20-3196）　ファクシミリ　（0857-20-3199）

資料④

鳥取市男女共同参画かがやき企業認定要綱

（目的）

第１条　この要綱は、男女共同参画及び女性の活躍推進に理解と意欲があり、仕事と家庭の両立に配慮しながら、男女ともに働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を男女共同参画かがやき企業として認定し、広く紹介することにより、市内企業における男女共同参画及び女性の活躍の普及推進を図り、労働者の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において「企業」とは、鳥取市内に拠点をおいて事業活動を行う法人又は団体の組織とする。

（認定等）

第３条　市長は、次の要件をすべて満たす企業を鳥取市男女共同参画かがやき企業として認定することができる。

(1)　仕事と家庭の両立支援のための制度を持ち、その利用促進のための取組みを積極的に行っていること。

(2)　性別にとらわれない能力活用や女性の職域拡大のための取組みや男女が共に働きやすい職場の環境づくりを行っていること。

(3)　労働基準法（昭和２２年法律第４９号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和４７年法律第１１３号）育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）の関係法令を遵守するため、必要な措置が就業規則等に記載され、取組みが行われていること。

２　前項の認定の有効期間は、認定した日から起算して３年を経過した日の属する年度の末日までとする。

３　市長は、鳥取市男女共同参画かがやき企業として認定した企業を広く市民に紹介するものとする。

（申請）

第４条　前条の認定を受けようとする企業は、申請書（様式第１号）に必要な書類を添付し、募集要項で指定する期日までに市長に申請するものとする。

（審査）

第５条　市長は、前条の申請があったときは、申請書の書類の審査を行い、必要に応じてその内容について聞き取り等を行うものとする。

２　市長は、前項の規定による審査結果を別に定める認定委員会に諮り、鳥取市男女共同参画かがやき企業の認定の可否について審査するものとする。

３　前２項に定めるもののほか、鳥取市男女共同参画かがやき企業の認定に係る審査の方法については、別に定める。

（認定証の交付等）

第６条　市長は、前条第２項の規定による審査の結果、鳥取市男女共同参画かがやき企業として認定することと決定したときは、認定証（様式第２号）を申請者に交付するものとし、認定しないことと決定したときは申請者に理由を付してその旨を通知するものとする。

（認定の取消し）

第７条　市長は、前条の規定により鳥取市男女共同参画かがやき企業の認定を受けた企業（以下「認定企業」という。）が第３条第１項各号に掲げる要件に適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

２　市長は、前項の規定により認定の取消しをするときは、理由を付して認定企業にその旨を通知するものとする。

３　前２項の規定により認定の取消しを受けた認定企業は、速やかに認定証を市長に返納しなければならない。

（変更の届出）

第８条　認定企業は、申請内容に変更が生じたときは、変更届（様式第３号）により市長にその旨を届けなければならない。

（事務）

第９条　この要綱に関する事務は、総務部人権政策監男女共同参画課において行う。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２０年１０月１日から施行する。

（鳥取市次世代育成優秀企業表彰要綱の廃止）

２　鳥取市次世代育成優秀企業表彰要綱（平成１７年７月４日制定）は、廃止する。

（鳥取市次世代育成優秀企業表彰の受賞企業の特例）

３　平成１８年度又は平成１９年度において前項の規定による廃止前の鳥取市次世代育成優秀企業表彰要綱の規定による表彰を受けた企業は、その表彰の受賞日に第３条の規定による鳥取市次世代育成優秀企業の認定を受けたものとみなす。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成２２年５月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成２３年７月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２８年１０月１２日から施行する。

（鳥取市次世代育成優秀企業の認定の特例）

２　この要綱の施行の日において現に改正前の鳥取市次世代育成優秀企業認定要綱第３条の規定により認定を受けた者は、この要綱による改正後の要綱（鳥取市男女共同参画かがやき企業認定要綱）第３条により認定を受けたものとみなす。